

配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議設置要綱

（設置）

第1条 配偶者等からの暴力による被害者を支援するために、関係機関が情報の共有化を図り、それぞれの機関が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な支援の実施を図ることを目的として、「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」（以下「ネットワーク京都会議」という。）を設置する。

（構成）

第2条 ネットワーク京都会議は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

（取組事項）

第3条 ネットワーク京都会議は、次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 配偶者等からの暴力対策に係る啓発、相談、保護、自立支援等についての情報交換に関すること
- (2) 配偶者等からの暴力対策に係る諸施策の検討に関すること
- (3) 配偶者等からの暴力対策に係る関係機関の連携の促進に関すること
- (4) 配偶者等からの暴力に関する個別事案への対応に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ネットワーク京都会議の目的を達成するために必要な事項

（議長等）

第4条 ネットワーク京都会議に議長を置き、議長は事務局を担当する京都府又は京都市が選任の上、交替で務める。

2 議長は、ネットワーク京都会議を代表し会務を総理する。

（会議）

第5条 ネットワーク京都会議には、第3条各号の事項を協議するため、代表者会議及び実務者会議を置き、原則として年1回以上開催する。

代表者会議は、関係機関の長等をもって構成するものとし、実務者会議は、被害者の支援に直接関わる者等をもって構成する。

- 2 ネットワーク京都会議に、必要に応じて、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議を置くことができる。
- 3 ネットワーク京都会議の開催に際し必要があると認めるときは、第2条に掲げる関係機関等以外の関係者の出席又は協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第6条 第2条及び第5条第3項の規定により会議に出席した者は、ネットワーク京都会議の職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(事務局)

第7条 ネットワーク京都会議の事務局は、京都府（府民生活部男女共同参画課・健康福祉部家庭支援課）又は京都市（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）に置く。

なお、事務局の運営に当たっては、京都府及び京都市で緊密な連携のもとに行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク京都会議の組織及び運営に関し必要な事項は事務局で協議のうえ別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月18日から施行する。

この要綱は、平成26年7月24日から施行する。

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

この要綱は、平成28年7月22日から実施する。

この要綱は、平成29年7月24日から実施する。

別表

配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議

関 係 機 関 一 覧
京都府家庭支援総合センター
京都府警察本部（生活安全部生活安全対策課ストーカー対策係）
京都府教育委員会
京都市教育委員会
京都市DV相談支援センター
（市行政関係）
（町村行政関係）
京都地方法務局（人権擁護課）
京都弁護士会
日本司法支援センター（法テラス）京都地方事務所
京都労働局（職業安定所）
京都府医師会
京都母子生活支援施設協議会
社会福祉法人宏量福祉会
京都府男女共同参画センター（らら京都）
京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）
ウィメンズカウンセリング京都
京都府ひとり親家庭自立支援センター
京都市ひとり親家庭支援センター
京都府人権擁護委員連合会
京都犯罪被害者支援センター
京都YWCA APT (Asian People Together)
京都府民生児童委員協議会
社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会
京都私立病院協会
京都府更生保護女性連盟
公益社団法人京都府助産師会
京都府府民生活部男女共同参画課
京都府健康福祉部家庭支援課
京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課
京都市子ども若者はぐくみ局児童相談所
（オブザーバー）
京都家庭裁判所